

議案第 82 号

議決第 号

財産の無償譲渡及び無償貸付けに関する件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡すること及び無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

始良市長 湯元 敏浩

1 無償譲渡財産

(1) 建物

名称	始良市林業活性化センター
所在地	始良市三拾町 1371 番地 7
構造	木造スレート葺平屋建
床面積	139.0 平方メートル
建築年度	平成 3 年度

(2) 備品 一式

2 無償貸付財産

土地

所在地	始良市三拾町 1371 番地 7
地目	雑種地
貸付面積	229.0 平方メートル

3 無償譲渡及び無償貸付けの目的

始良西部森林組合に対して始良市林業活性化センターの建物を無償譲渡するとともに、同センターの土地を無償で貸し付けることにより、施設の有効活用や効率的な管理で安定的な施設の管理運営を行い、林業振興を図るものである。

4 無償譲渡及び無償貸付けの相手方

始良市三拾町 1371 番地 6

始良西部森林組合

代表理事組合長 湯之原 一郎

5 無償譲渡日

令和 8 年 4 月 1 日

6 無償貸付けの期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 38 年 3 月 31 日まで (30 年間)